

三島函南農業協同組合定款(抜粋)

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの

2 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

3 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの

2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第22号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

5 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体(その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員(同項第1号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。)が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。)であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの(前項第3号及び前号に掲げるものを除く。)

6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合

又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの(前項第3号及び前2号に掲げる者を除く。)

(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)

第12条の2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

- 1 その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業(農業に必要な事業に限る。)を利用することが適当であると認められるものであること。
- 2 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域(この組合の地区内に限る。)の地区内にあること。
- 3 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。

(加 入)

第13条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合において、第12条第2項第3号及び同条第3項第4号から第6号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 定款又はこれに代わるべき書類
 - 2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面
 - 3 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- ② この組合は、前項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもってその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。
- ③ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることに

よって組合員となる。

- ④ 組合員になろうとする者が、組合員たる資格を有するかどうか明らかでないときは、理事会においてこれを決定する。
- ⑤ 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、第1項各号に掲げる書類の提出は、これを必要としない。

(資格変動の申出)

第14条 組合員は、前条第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(持分の譲渡)

第15条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- ② 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第13条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第3項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第16条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を相続した者が、相続後直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- ② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を相続したことを証する書面を提出しなければならない。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第17条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会又は総代の総会外選挙の日の2週間前から総会又は総代の総会外選挙の終了する時までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

(脱 退)

第18条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

- ② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から 60 日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第 20 条第 1 項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。
- ③ この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第 15 条の規定は適用しない。
- ④ この組合は、第 2 項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がいないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して 2 年を経過する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。
- ⑤ 第 20 条第 2 項の規定は、第 2 項の場合に準用する。
- ⑥ 組合員は、第 1 項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。
 - 1 組合員たる資格の喪失
 - 2 死亡又は解散
 - 3 除名

(除 名)

- 第 19 条 組合員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日から 10 日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 1 1 年間この組合の事業を全く利用しないとき。
 - 2 第 22 条及び第 23 条の規定による出資の払込み及び第 24 条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
 - 3 この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - 4 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- ② 除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

- 第 20 条 第 18 条第 6 項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額）が出資の総額に満た

ないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額)を限度として持分を払い戻すものとする。

- ② 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第 21 条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

- ② 組合員が、その出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第 1 項の例により算定した額を払い戻すものとする。